

半田山クラブ規約

(総 則) 第1条 本会は半田山クラブと称する。

第2条 本会の事務局を岡山大学体育会サッカー部内 (岡山市北区津島中) に置く。

(目 的) 第3条 本会は岡山大学体育会サッカー部関係者の親睦を図るとともに岡山大学体育会サッカー部の強化発展に関する事業を行う。

(構成員) 第4条 本会は岡山大学体育会サッカー部関係者、並びに本会趣旨に賛同する者をもって組織する。

(機 関) 第5条 本会に総会及び役員会を置く。

1. 総会は、会長が毎年8月に招集し、本会の最高議決機関とする。

2. 臨時総会は、役員が決定し、会長が招集する。

3. 役員会は、必要に応じて会長が招集し、本会の会務を執行する。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、代表幹事1名、幹事若干名、会計2名、
監査2名、顧問若干名

1. 役員は総会において選出され、その任期を2年とし、再任を妨げない。

2. 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し代行する。

3. 会長は役員会運営を総理する。

(会 計) 第7条 本会の会計は賛助金、寄付その他により運営する。

1. 賛助金は年額3,000円、寄付金は1口2,000円とする。

2. 本会の会計年度は毎年8月1日に始まり、7月31日に終わる。

(附 則) 本会規約は昭和51年1月3日より施行する。

本会規約は平成29年8月12日より施行する。